

平成20年6月16日

各 位

会 社 名 ステラ・グループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 古川 善健
 (コード番号8206 大証2部)
問合せ先 常務取締役 上野 孝一
 Tel (03) 5425-2511

特別利益の発生に関するお知らせ

当社は、平成21年2月期第2四半期(平成20年6月1日から平成20年8月31日まで)において、下記のとおり特別利益が発生いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特別利益発生の経緯

当社は、平成16年5月、当時子会社であった東西キャピタル株式会社(現在は株式会社オーエー・システム・プラザが吸収合併)の取締役であったスイス在住の方(以下、「H氏」という。)に対して、欧州でのマーケティング業務に対する報酬の一部として当社のストックオプションを付与しました。そのストックオプションは平成17年7～9月に行使され、当社はこのストックオプション行使に係る源泉所得税として22,920,000円を納税いたしました。これは、「所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約(昭和46年12月9日条約第22号)」第16条(「一方の締結国の居住者が他方の締結国の居住者である法人の役員の資格で取得する報酬に対しては、当該他方の締結国において租税を課することができる。」)に基づき、所得税の徴税権は日本国にあり、従って、当社に源泉徴収義務があるとの税務署の判断に従い、当社が納税したものです。

しかし、H氏は居住国であるスイスにおいて、欧州でのコンサルタント活動の役務への対価であるとの理由により、スイス税務当局の判断に従ってスイスにて納税し、本件は所得税が二重課税された状態となりました。

その後、当社は改めて調査の結果、H氏は税務上もスイスの居住者であり、本件ストックオプションはコンサルタント報酬の一部として付与されたと認識しており、またスイス・チューリッヒ税務署も「本件は給与所得ではないので、居住地(スイス)で申告すればよく、日本での源泉徴収は不要」との見解を示しました。

そのため、当社は納税した22,920,000円を還付してもらえよう(日本の)税務署に対して請求いたしました。しかし、税務署側は「本件は給与所得に該当するので、日本での源泉徴収は妥当」として、その還付交渉は難航することになり、以降約3年にわたり本件の未収入金状態が長

く続いていたため、当社の経理処理上は、この22,920,000円は長期未収入金として100%貸倒引当金繰入を行っておりました。

今般最終的に、税務署との話し合いが決着し、この22,920,000円が還付されることになり、当社が本日、税務署から22,920,000円の振込入金を確認したため、貸倒引当金戻入益として特別利益が発生することになりました。

2. 特別利益の内容

貸倒引当金戻入益22,920,000円が、平成21年2月期第2四半期（平成20年6月1日から平成20年8月31日まで）に計上されます。

3. 今後の見通し

本件は、平成21年2月期中間決算（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）において反映されます。

なお、平成21年2月期業績予想については、現在精査中につき、修正が必要になる場合には速やかにお知らせいたします。

以 上